

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
	<p>④市街地の整備やリゾート開発等の推進、 農林水産基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路法及び駐車場法の改正 (3. 11. 1施行) ・ 駐車場の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに、安全かつ円滑な道路交通の確保を図る観点から、道路管理者が駐車場を整備・管理する制度の創設、都市計画において定める駐車場整備地区の対象区域の拡大、市町村による駐車場整備計画の策定、駐車施設の附置を義務付ける建築物の範囲の拡大等の施策の実施。 ○ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の制定 (元. 9. 27 施行) (I. 1. (1)③参照) ○ 国土利用計画法の改正 (2. 3. 20施行) (I. 1. (1)①参照) ○ 都市計画法及び建築基準法の改正 (2. 11. 20 施行) (I. 1. (1)⑤参照) ○ 遊休土地転換利用促進地区にかかる遊休土地特別保有税の創設 (平成 3 年度税制改正) (I. 1. (1)⑤参照) ○ 総合保養地域整備法 (リゾート法) に基づく基本構想の承認 (II. 2. (2)④参照) ○ 土地改良法等の改正 (3. 5. 2 公布) (II. 1. (2)④参照) ○ 林政審議会答申「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」 (2. 12. 17) (II. 1. (2)⑦参照) ○ 森林法等の改正 (3. 7. 25施行) 全国森林計画の閣議決定 (3. 8. 9) (II. 1. (2)⑦参照)

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
(2)整備方法に関する課題	⑤新しい発展基盤の整備 ①NTT株式売却収入の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林野事業経営改善大綱の閣議了解（2.12.18）、国有林野事業改善特別措置法の改正（3.5.17施行）、国有林野事業の改善に関する計画の策定（3.7.5） （Ⅱ. 1. (2)⑦参照） ○ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法の制定（2.5.1 施行） （Ⅱ. 1. (2)⑦参照） ○ 電気通信基盤充実臨時措置法の制定（3.6.1 施行） （Ⅱ-2. (1)③参照） ○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法の改正（元.6.28 施行） NTT株式の売却収入を活用して民間都市開発推進機構が行う無利子貸付の対象事業に、第3セクターが都市計画区域外の区域において行う河川等の公共の用に供する施設を整備する事業を追加。 ○ 日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の改正（元.6.28 施行） 整備新幹線の建設主体である日本鉄道建設公団に対する、NTT株式の売却収入を活用した無利子貸付け制度の創設等。 ○ 水資源開発公団法の改正（元.6.28 施行） 水資源開発公団がNTT株式の売却収入を活用した無利子融資を利用してダム等の水資源開発施設の整備等を行う事業の追加。 ○ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の制定（2.9.13施行） （Ⅱ. 1. (1)①参照） ○ 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の改正（3.4.26施行） 第三セクターに対する無利子貸付の対象となる事業に準じるものについても、NTT株の売却収入を財源の一部とする低利の貸付制度の創設。

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
<p>2. 安定し安心できる国民生活の形成 (1)雇用の安定</p>	<p>②民間資金の積極的導入</p> <p>③土地利用に当たっては公共の福祉優先という国民の合意の形成に努める</p> <p>①労働力需給の不適合を解消するための総合的な雇用対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の改正 対象施設に「港湾文化交流施設」及び「特定電気通信基盤施設と一体に設置されるインテリジェント・ビル」等を追加。 ○ 総合土地対策要綱の策定（63.6.28閣議決定） （I. 1参照） ○ 総合土地政策推進要綱の策定（3.1.25閣議決定） （I. 1参照） ○ 土地基本法の制定（元.12.22施行） （I. 1参照） ○ 第6次雇用対策基本計画の策定（63.6.17閣議決定） 「構造調整期において雇用の安定を確保し、これを基盤としたゆとりある職業生活の実現を目指すこと」を課題とし、昭和63年度から平成4年度の雇用対策の方向を決定。 ○ 特定不況業種雇用安定法の改正（63.7.1施行） 法の廃止期限を平成7年6月30日まで延長するとともに、対象範囲を拡大するなど施策が充実。 ○ 総合的雇用情報システムの全国稼働（63.6.1） 全国約600箇所の公共職業安定所及びパートバンクをオンラインで結び、求人、求職データをはじめとする各種雇用情報を提供するコンピュータシステムを稼働させ、同システムを活用したサービスの提供を開始。 ○ 大規模雇用開発モデルプロジェクト推進事業の実施（元年度～） 大規模で魅力ある雇用機会を開発していくための「大規模雇用開発モデルプロジェクト推進事業」を元年度から実施。これまでに5つのプロジェクト計画（北海道2, 福岡, 大分, 熊本）を認定。

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域雇用開発プロジェクト事業の実施（3年度～） 2年度に創設された過疎地域等雇用開発プロジェクト事業の対象区域を拡大して、地域において真に望ましい雇用開発を推進し、若年者等の地方定住促進を図るため、地域雇用開発プラン策定援助事業（2年度創設）を活用して、資金面、人材育成面の援助及び勤労者の福利厚生面の援助を総合的に実施する地域雇用開発プロジェクト事業を実施。 ○ 地域雇用環境整備基金造成の支援措置の創設（3年度～） Uターン就職促進のための人材確保事業、福利厚生施設設置助成金の支給事業、社宅・福利厚生施設の整備に必要な資金の借入れに対する債務保証事業等を行うために地域が地域雇用環境整備基金を造成する場合、地方自治体の出捐に対して財政面、税制面からの支援を行う制度を実施。 ○ 雇用構造改善モデルプロジェクト推進事業の実施（3年度～） 地域においてモデルとなるような、良質で魅力ある雇用機会を開発する事業主に対し助成金を支給する雇用構造改善モデルプロジェクト推進事業を実施。 ○ 地域雇用環境整備・雇用開発融資の創設（3年度～） 魅力ある雇用機会を提供する事業主や民間研修訓練施設を整備する事業主に対し、日本開発銀行等により低利融資を行う制度を実施。 ○ 雇用促進融資の実施（3年度～） 地域雇用開発等促進法に規定する雇用環境整備地域において住宅及び福利厚生施設を整備する事業主に対し、雇用促進事業団より低利融資を行う雇用促進融資を実施。 ○ 地域雇用開発等促進法の改正（3.8.1 施行） 勤労者にとって魅力ある地域づくりを支援することによって、地域の発展を担うべき人材の確保・育成・定住を促進するための施策を総合的に実施。

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
	<p>②多様性、創造性に富んだ職業生活の充実と勤労者福祉の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の制定 (3.8.1 施行) 中小企業における労働力の確保のため、労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実施等を図る中小企業団体及びその構成中小企業者に対し、財政上、金融上、税制上の総合的な支援策を実施。 ○ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正 (2.10.1 施行) 65歳までの高齢者の雇用機会の増大の目標等を定める「高齢者等職業安定対策基本方針」の策定、60歳以上65歳未満の定年到達者の再雇用努力義務の設定等を決定。 ○ 高齢者等職業安定対策基本方針の策定 (2.12.12 労働省告示) 高齢者雇用についての目標及び基本的考え方を労使はじめ国民に示すとともに、事業主が行うべき職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備に関して指針を示すこと等により、高齢者の雇用機会の確保を促進。 ○ 第5次職業能力開発基本計画の策定 (3.6.20 労働省告示) すべての労働者が生涯にわたり、幅広い職業能力開発の機会を得られるようにすること等を目指して、今後5カ年にわたる職業能力開発行政の指針を明示。 ○ 雇用保険法等の改正 (元.10.1 施行) 一定の要件を満たすパートタイム労働者に対して雇用保険の適用を拡大し、新たに適用対象となるパートタイム労働者に対する給付の特例の設置を実施。 ○ パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針の制定 (元.6.23 労働省告示) 労働条件の明確化、労働基準の適正化、雇用管理の適正化、パートタイム雇用労務管理者の選任等の事項を定め、パートタイム労働者の処遇及び労働条件等の改善。

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
<p>(2)高齢化に対応した社会保障の構築と自助努力の促進</p>	<p>①年金制度の長期的安定の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金制度の一元化 ・被用者年金の支給開始年齢の引上げ ・企業年金や個人年金等自助努力の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者派遣事業の適用対象業務の追加(2.10.1)及び有料職業紹介事業の対象となる職業の追加(3.2.1) 労働者派遣事業の適用対象業務に、車両の停車場又は船舶の発着場に設けられた旅客の乗降又は待合の用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務の追加等及び有料職業紹介事業の対象となる職業に観光バスガイドの追加。 ○ 育児休業等に関する法律の制定(3.5.15公布, 4.4.1 施行予定) 1歳に満たない子を養育するため、男女労働者が育児休業を取得することを認めるとともに、育児休業をしないで1歳に満たない子を養育する労働者について、勤務時間の短縮等の措置を事業主に義務付け。 ○ 労働安全衛生法の改正(63.10.1 施行) 労働者の健康の保持増進、中小事業場の安全衛生管理体制の整備。 ○ 勤労者財産形成促進法の改正(63.10.1 施行) 財形年金貯蓄契約の払出し制限に関する要件の緩和並びに財形給付金制度及び財形基金制度の転職時等における継続措置の創設。 ○ 勤労者財産形成促進法の改正(3.10.1施行, 一部については3.4.19施行) 共同社宅用住宅融資制度の創設及び財形進学融資制度の財形教育融資制度への拡充等。 ○ 被用者年金の制度間調整の実施 公的年金制度の一元化が行われるまでの当面の措置として、被用者年金制度間の費用負担の調整を図る「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」を制定。(2.4.1 施行) ○ 第6次雇用対策基本計画の策定(63.6.17 閣議決定) 被用者年金の支給開始年齢の引上げ問題は、長期的に避けて通れないものであり、また高年齢者の生活設計に深い関係があることから、今後高年齢者雇用促進のための条件整備等を図りつつ、総合的に検討。

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
	<p>②高齢化に対応した安定的かつ効率的な保健医療制度の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じた健康づくりの推進 ・地域医療システムの整備 ・老人医療の自己負担の見直し ・医療保険制度についての負担の公平化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿社会における年金と雇用に関する閣僚懇談会の開催 長寿社会における年金と雇用の連携の確保及びそれぞれの施策の総合的な推進を図るため、厚生大臣、労働大臣、総務庁長官、経済企画庁長官及び内閣官房長官をメンバーとする「長寿社会における年金と雇用に関する閣僚懇談会」を開催。（第1回は元. 3. 28） ○ 支給開始年齢の次期財政再計算での見直し 老齢厚生年金の支給開始年齢について、「国民年金法等の一部を改正する法律」において、厚生年金保険事業の財政の将来の見通し、高齢者に対する就業の機会の確保等の措置の状況等を総合的に勘案して、次期財政再計算の際に見直すことを法定。 ○ 厚生年金基金の育成・普及 厚生年金基金の育成・普及を図るため、「厚生年金保険法の一部を改正する法律」に基づき、①昭和63年9月1日から年金給付の努力目標水準の設定、小規模基金の事務の共同処理事業及び年金数理の適正化を、②平成元年4月1日から年金給付の通算制度の改善及び支払保証制度の創設を実施。 平成元年4月1日及び平成3年7月1日に、人数要件の緩和、地域型総合基金の創設等を内容とする設立認可基準の緩和。 ○ 国民年金基金制度の創設 「国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）」により、地域型国民年金基金の創設と職能型国民年金基金の設立要件の緩和。 ○ 個人年金保険料に対する所得控除限度額の引上げ 個人年金保険料に対する所得控除限度額を、所得税については5万円に、住民税については3万5千円に引上げ。（平成2年度税制改正） ○ 第2次国民健康づくり対策（アクティブ80ヘルスプラン）の実施 昭和63年度から、運動習慣の定着を中心に、国民の生活様式そのものを健康的なものにすることを目標として、①運動面からの健康づくり施策の充実、②民間活力の導入による健康づくりの推進、③栄養、運動、休養のすべての面での健康的な生活習慣の確立を内容とする施策を実施。

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
	<p>③保健・医療・福祉等を総合化した地域における福祉システムの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法の改正 医療を取り巻く環境変化に対応し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、①医療施設機能の体系化、②医療に関する適切な情報提供等を内容とする「医療法の一部を改正する法律案」を国会に提出。(2.5.25)現在継続審議中。 ○ 老人保健法の改正(3.9.27成立) 今後の高齢社会の重要課題である介護体制づくりについて、保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を進めるため、①老人訪問看護制度の創設、②介護的要素に着目した公費負担の拡大、③一部負担の見直し等を内容とする措置の導入。 ○ 老人保健制度の基盤安定化のための措置 平成2年度から老人保健拠出金の加入者按分率が100%に移行したことに伴い、当面の措置として、被用者保険の拠出金負担増の緩和を図るとともに、特別保健福祉事業等の老人保健制度の基盤の安定化のための事業を実施。 ○ 国民健康保険制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険法の改正(63.6.1施行) 医療費の地域差問題について、高医療費市町村において国保運営の安定化計画を策定し、著しく高い医療給付費の一定部分につき、国、都道府県、市町村が共同負担する仕組みを導入。また、低所得者の保険料軽減部分につき公費で補てんする保険基盤安定制度を創設。 (2) 国民健康保険法の改正(2.6.15施行) 国民健康保険制度の運営の安定化を図るため、保険基盤安定制度を確立、恒久化するとともに、国庫助成を拡充し財政調整交付金に重点配分。 ○ 社会保障ビジョンの策定(63.10.25 厚生省、労働省) 21世紀の本格的高齢化社会の到来を控え、今後の社会保障施策の全体的方向性を示すものとして、社会保障ビジョン「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」を国会に提出。

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の制定（元. 6. 30 施行） 民間事業者が公的施策との適切な連携の下に疾病予防運動センター、高齢者総合福祉センター等の施設を一体的に整備する場合に、税制上の優遇措置や無利子融資などを行うことによってこれを支援。 ○ 高齢者保健福祉推進十か年戦略の策定（元. 12. 21） 高齢者の保健福祉の分野における在宅福祉、施設福祉等の事業について今世紀中に実現を図るため十か年（平成2年度～11年度）の目標を掲げ、これらの事業を協力して推進。 ○ 老人福祉法等福祉関係8法の改正（一部を除き3. 1. 1 施行） 地域における福祉の一層の推進を図るため、高齢者等の施設入所措置権限等の町村委譲や在宅福祉サービスの法的位置付けの明確化、市町村の老人保健福祉計画の策定等を内容とする福祉関係8法の改正。 ○ 保健医療・福祉マンパワー対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)「保健医療・福祉マンパワー対策本部」中間報告（3. 3. 14） 保健医療及び福祉の分野のマンパワーに関わる問題について適切な対応を図り総合的な見地からの検討を行うため、対策本部を厚生省内に設置。（2. 8. 17）緊急に講ずべき対策を中心に中間報告の取りまとめ。 (2)関係施策の推進 中間報告中の「当面の具体的施策」に基づき、看護職員、ホームヘルパー、福祉施設職員の処遇の改善、就業の促進、養成力の拡充強化等の関係施策を推進。 ○ 介護対策検討会報告書の作成（元. 12. 14） 介護の支援方策等について検討していた「介護対策検討会」が、中長期的視点から介護の在り方に関する基本的な考え方と今後の施策の方向性を示す「介護対策検討会報告書」のとりまとめ。 ○ 民間社会福祉活動の推進 若いうちから社会福祉の現場に触れ、福祉に対する理解を深めるための学童・児童のボランティア活動普及事業、ふれあいまちづくり事業（地域福祉総合推進事業）等、民間社会福祉活動の推進のための施策の実施。

事 項	計 画 の 概 要	進 捗 状 況
<p>3. 教育・文化環境の整備、科学技術の振興等 (1)教育・文化環境の整備</p>	<p>①生涯学習体系への移行等を主軸とする教育改革の積極的な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議報告(3.1.23) 内閣は「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を設置し(2.8.9)、仕事と家庭生活の調和の確保、子育てに伴う負担の軽減、子供を生み育てる環境の整備等を内容とする報告を取りまとめ。 ○ 児童手当法の改正(一部を除き4.1.1施行) 育児支援の観点から支給対象の第1子拡大、支給額の倍増、支給期間の3歳未満への重点化等を内容とする児童手当法の改正。 ○ 育児休業等に関する法律の制定(4.1.1施行) 一歳未満の子を養育するための育児休業又は勤務時間の短縮等を保障した法律の成立。 ○ 文部省機構改革(63.7.1) 生涯学習体系への移行を積極的に推進するため、従来の社会教育局を改組・拡充し、生涯学習局を新設。 ○ 中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」(2.1.30) 生涯学習の基盤整備のための施策として、都道府県の「生涯学習推進センター」(仮称)や大学・短期大学等の生涯学習センター、国・都道府県・市町村における生涯学習の推進体制、生涯学習活動重点地域、民間教育事業の支援の在り方等を提言。 ○ 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定(2.6) 生涯学習の基盤整備を図ることを目的として、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備、地域生涯学習振興基本構想、生涯学習審議会等を内容とする「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」を制定。 ○ 生涯学習審議会の設置(2.8) 学校教育、社会教育及び文化の振興に関し、生涯学習に資するための施策に関する重要事項等を調査審議する生涯学習審議会を、文部省に設置。